

社会福祉法人新潟太陽福祉会 役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟太陽福祉会定款第6条第3項、第8条及び第21条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会委員、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 役員等（理事長を除く。）には、前項の報酬のほか、交通雑費として、費用弁償を支給する。

(報酬等の算出方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 費用弁償については、日額 1,500円
- (3) 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人新潟太陽福祉会役員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(法人職員給与等との併給禁止)

第4条 この法人の職員等を兼務し、職員給与等を支給している役員等については、この規程に基づく役員報酬等は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬は月額とし、毎月初日から月末までの分を翌月25日に銀行振込により支給する。ただし、25日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支給する。

2 役員等（理事長を除く。）に対する報酬及び費用弁償は、当該会議に出席した都度現金支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解雇された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規程にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。(定時評議員会承認 平成29年6月1日)

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。(定時評議員会承認 令和2年6月19日)

附 則

この規程は、令和5年6月16日から施行する。(定時評議員会承認 令和5年6月16日)

別 表（第3条関係）

役 職 名	報 酬 区 分	報 酬 額
理 事 長	月 額 (理事会ほか理事長業務報酬)	400,000円までの 範囲内
理 事 (理事長を除く。)	日 額 (理事会等会議への出席報酬)	3,500円
監 事	日 額 (監査等監事業務報酬) 日 額 (理事会等会議への出席報酬)	13,000円 3,500円
評 議 員	日 額 (評議員会等会議への出席報酬)	3,500円
評議員選任・解任委員会委員	日 額 (評議員選任・解任委員会等 会議への出席報酬)	3,500円